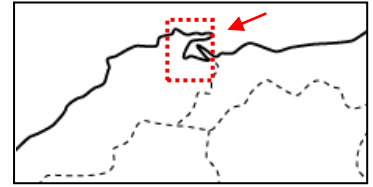


＜中海自然再生事業実施計画（第 1 期実施計画）の概要＞

1 実施者及び協議会の名称

実施者：NPO 法人 自然再生センターほか

協議会：中海自然再生協議会



2 対象となる区域及びその内容

(1) 自然再生事業の対象となる区域

対象となる区域は、平成 24 年度から 5 年間程度の第 1 期実施計画として自然再生を行う 4 つの取り組みごとに、次のような区域とする。

① アマモ場の保全・再生事業

境港市の外江及びその周辺地域をアマモ場の保全区域

② 海藻類の回収及びその利用事業

江島及び境水道に近い本庄水域と、北部承水路及び弓浜承水路を中心とした中海北部の沿岸域

③ 砂浜の保全・再生事業

中海の南東部で、米子市の粟島神社と彦名干拓地から安来市の八尋鼻を結ぶ線より東側の米子湾

④ 浚渫窪地の環境修復事業

中海南東部の細井沖浚渫窪地及び錦海団地沖浚渫窪地



自然再生の対象となる区域

(2) 自然再生の実施内容

① アマモ場の保全・再生事業

外江で採集したアマモ種子を用いて、適地選定を行った後に、既に考案されている植栽法などにより、アマモ場の面積拡大を図る。

② 海藻類の回収及びその利用事業

海藻の分布状況を調査し、枯死・腐敗する前に逐次回収し、飼料や食料といった肥料以外の回収海藻の適正な利用法を確立する。

③ 砂浜の保全・再生事業

砂浜の再生場所及び利用方法について、地域住民を中心に意見集約を行う。また、水辺の景観の再生・創出についても意見集約を行い、その具現化に向けて構想を練る。

④ 浚渫窪地の環境修復事業

小規模の覆砂を実施し、効果の検証実験を行うとともに、モニタリングにより覆砂の環境修復効果を検証する。